政　令

トルエンジイソシアナートに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年四月十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百十五号

トルエンジイソシアナートに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第八条第一項、第二項及び第三十二項の規定に基づき、この政令を制定する。

トルエンジイソシアナートに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令（平成二十六年政令第四百十五号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

トルエンジイソシアナートに対して課する不当廉売関税に関する政令

第一条第一項中「第八条第九項」を「第八条第一項」に、「同項第一号に規定する暫定的な関税（以下「暫定不当廉売関税」という。）」を「不当廉売関税」に改め、同項第三号を次のように改める。

三　平成二十七年四月二十五日から平成三十二年四月二十四日までの期間

第一条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項第一号に掲げる貨物であって、同項第二号に掲げる国を原産地とするもののうち、平成二十六年十二月二十五日から平成二十七年四月二十四日までの期間内に輸入されるもの（以下「暫定不当廉売関税賦課貨物」という。）には、法第八条第二項第一号の規定により、不当廉売関税を課する。

第二条及び第四条中「に課する暫定不当廉売関税」を「又は暫定不当廉売関税賦課貨物に課する不当廉売関税」に改める。

第四条の次に次の一条を加える。

（還付の計算期間等）

第五条　特定貨物又は暫定不当廉売関税賦課貨物に係る第一条の規定により課される不当廉売関税の法第八条第三十二項の規定による還付の請求は、毎年四月一日から翌年三月三十一日までの期間（以下この条において「計算期間」という。）ごとに、当該計算期間内に輸入された特定貨物又は暫定不当廉売関税賦課貨物に係る同項に規定する要還付額に相当する額について、しなければならない。

附　則

この政令は、平成二十七年四月二十五日から施行する。

財務大臣臨時代理
国務大臣　山本　早苗
内閣総理大臣　安倍　晋三

告　示

○法務省告示第二百二十二号

千葉県南房総市役所保存の次の除籍の一部が滅失した。

平成二十七年四月十七日

法務大臣　上川　陽子

千葉県南房郡白浜村白浜七千二十九番地
本楠　春次

○法務省告示第二百二十三号

千葉県南房総市役所保存の次の除籍の一部が滅失した。

平成二十七年四月十七日

法務大臣　上川　陽子

千葉県安房郡八束村大津八十九番地　平嶋　勇造

○法務省告示第二百二十四号

千葉県南房総市役所保存の次の除籍の一部が滅失した。

平成二十七年四月十七日

法務大臣　上川　陽子

千葉県安房郡八束村福澤六十九番地　忍足　政暢

○法務省告示第二百二十五号

秋田県潟上市役所保存の次の除籍の一部が滅失した。

平成二十七年四月十七日

法務大臣　上川　陽子

秋田県南秋田郡昭和町大久保四百二番地
菅原與三郎

○厚生労働省告示第二百五十三号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第五項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器（平成十六年厚生労働省告示第二百九十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年四月十七日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

別表第1に次のように加える。

1109　単回使用ＰＤＴ半導体レーザ用プローブ

○農林水産省告示第八百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年四月十七日

農林水産大臣　林　芳正

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　愛知県北設楽郡設楽町西納庫字神田一の一、二から一六まで、一の二、二の一、七の一、一の一、七の一、一七の三、一七の四、一八の一、一八の三、一八の四、字横萩入一の六六・一の七七・一の七九・一の八二・一の八三・一の八六・二の二六（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）、一の一から一の三まで、一の五、一の八から一の一七まで、一の一九から一の二一まで、一の二三から一の二七まで、一の三六から一の四二まで、一の四四、一の四九、一の五〇、一の五二、一の五五、一の五七、一の五九から一の六五まで、一の六七から一の七三まで、一の七六、一の九一、一の九二、一の九四から一の九七まで、一の九九から一の一〇五まで、一の一〇七、二の六から二の九まで、二の一四から二の一八まで、二の二一、二の二九から二の三二まで、二の三八、二の四〇から二の四五まで、二の五五、二の五七、二の六一、二の六三、三都橋字落目八三の六八、八三の一九九、津具字中俣二二の一四四から二二の一五〇まで、二二の一五四、二二の一五五、二二の一五七、豊根村坂字場字向山一八の三八、二七の二四、二八の四（次の図に示す部分に限る。）、字萩太郎九（次の図に示す部分に限る。）、字横平七四の一六（次の図に示す部分に限る。）、七四の二二、古真立字万場四の一、一五、一七、一八の一、一八の二、三沢字用谷山五の一、東栄町大字東薗目字桑木島五（次の図に示す部分に限る。）、大字振草字小林中田六〇の一、六〇の二、大字中設楽字桜平二三の一、大字三輪字上河内八〇から八三まで、八五、八六の一

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字萩太郎九（次の図に示す部分に限る。）、字横平七四の一六・七四の二二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字万場一七・一八の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　愛知県北設楽郡設楽町津具字北向一二の一五、一二の一九、一二の二四、一二の二七から一二の三三まで、字森下二二の一、二二の三、田峯字黒内五の一、五の二、九、一〇の一、一〇の三から一〇の六まで、一九、一九の一、字柿ノ平一八、二一の一、清崎字橋ノ沢一の一、字長畑二、五、六、八、九、東納庫字市ケ久保八、字スゲ沢山八の八・八の九（以上二筆について次の図に示す部分に限